公益財団法人　埼 玉 学 生 誘 掖 会
第２２回（令和６年度）奨学生募集要項

１　応募資格

(1) 東京都内及びその近郊に所在する大学の学部に在学し、学業・心身ともに優良であり、かつ、学費の支弁が困難と認められる者とする。

(2) 在学大学の推薦を受けた者（この場合でも、出身高校長の推薦を要する。）

(3) 埼玉県内高等学校長の推薦を受けた者（この場合でも、在学大学の推薦を受けることが条件となる。）

(4) 埼玉県出身者の子弟（学費を支弁する父兄の本籍又は居所が埼玉県内にあるか、若しくは過去埼玉県内に本籍又は居所があった者）に限る。

(5) 令和６年度の新入学生に限るものとし、２学年以上への編入者を除くものとする。

２　採用予定数

大学生（短大及び大学院を除き、学部・学科を問わない）５名程度

３　奨学金の額

年額２５０，０００円を年２回（７月及び２月）に分けて給与（返還の必要はない。）する。

４　奨学金の給与期間

(1) 給与期間は、入学から卒業までの正規の最短修業年限（学部修業年限の４～６年間）を原則とする。

(2) 大学が休学を認めた場合は、その休学期間中の給与を停止し、その休学理由が真にやむを得ないと本会が認めた場合は、その停止した期間を復学後の残修業年限に加算することができるものとする。

(3) 留年等による卒業延期の場合は、最短修業年限をもって給与を停止する。

(4) 退学した場合は、その時点で給与を廃止する。

５　併願・併給の制限

(1) 独立行政法人日本学生支援機構との併願・併給は認める。

(2) 大学が自ら実施する奨学金（特待生等として授業料等を減免する場合を含む。）との併願・併給は認める。

(3) 地方公共団体、公益法人、その他の団体又は個人が実施する奨学金の場合で、本会と類似する形態の併願・併給は原則として認めない。

6　申込み方法

(1) 奨学生願書（本会所定用紙）

(2) 小論文（テーマ「大学で学びたいこと」について、２，０００字以内）

(3) 在学学長又は学部長の推薦書（書式・様式任意）

(4) 出身高校長の推薦書（書式・様式任意）

(5) 在学証明書（大学の所定様式）

(6) 高等学校卒業時の調査書（高校の所定様式）

(7) 保護者の前年度収入金額及びそれの証明書（給与の源泉徴収書又は所得税確定申告書若しくはこれらに準ずる所得の証明書）

(8) 締切日　令和６年１０月１５日必着（本会への必着日であるので、大学窓口への提出期限を確認すること）

7　選考と採用

(1) 審査は書類選考で行う。

(2) 採用は、選考委員による選考会議を経て理事会で決定する。

(3) 採否の結果は、１１月末までに在学大学経由で連絡する。

8　行事への参加

奨学金受給者は、本会が実施する奨学生との懇談会及び研修会等（併せて年２～３回実施）に出席させる。

なお、地方大学の場合であっても、原則として本会行事への出席を求める。

9　その他

(1) 奨学金受給者には、毎年、修学状況についての報告を求め、かつ、成績証明書を提出させる。

(2) 奨学金受給者は、本会のＯＢ会である「埼玉学生誘掖会舎友会」に入会する。

(3) 応募関係書類は、一切返還しない。

10　連絡先

102－0074 東京都千代田区九段南３－９－１１　マートルコート麹町３０５号室
公益財団法人　埼玉学生誘掖（ゆうえき）会　理事兼事務局長　山城博光（やましろひろみつ）
電話・FAX 共通：０３－３２６２－６０１３
E-メールアドレス：sadohara@saitama-yueki.or.jp
ホームページ：http://www.saitama-yueki.or.jp

令和６年　　月　　日

公益財団法人 埼玉学生誘掖会

奨 学 生 願 書

写 真 貼 付 （上半身・脱帽） 上下　4.5cm 左右　3.5cm

公益財団法人 埼玉学生誘掖会
会頭　保泉　欣嗣　　殿

ふりがな
氏　名　　㊞

平成　　年　　月　　日生　　満　　歳　　男・女

貴財団の奨学生として採用されたく、所定の書類を添えて申請いたします。
記入した事項には相違ありません。（提出された書類は、一切返却いたしません）

本人現住所	〒 （電話：　　－　　－　　）	
	住居家屋	自宅　親類　借家　アパート　下宿　寮　その他 （　　）
保護者現住所	〒 （電話：　　－　　－　　）	
本籍地 （都道府県のみ）	都・道・府・県（該当に○をしてください）	
戸籍筆頭者	続柄	
在学大学名	大学　　学部　　科　　専攻１年 （入　学　令和６年　４月） （卒業予定　令和　年　月）	
保護者の収入額 （学費支弁者全員分）	１ 給与所得者　　円（「源泉徴収票」の支払金額欄） ２ 申告所得者　　円（「申告内容確認票Ｂ」票の所得金額欄）	
所得証明書類 （該当番号に○）	１ 給与の源泉徴収書　２ 所得税確定申告書写（税務署等の受付印又は受領証明がある。）　３ その他 （　　）	

添付書類

1　在学大学の学長又は学部長の推薦書
2　出身高等学校長の推薦書（大学独自の推薦であっても、出身高校長の推薦書を得ること）
3　在学証明書
4　出身高等学校長発行の調査書
5　保護者の収入証明書

（１）**家族の状況**（両親・兄弟姉妹の全部と、同居の祖父母等親族を記入すること）

氏　　名	続　柄	年　齢	同/別居	職　　業（学生は学校名/学年を記入）

（２）**家計の状況**（保護者の家計状況と学費支弁困難な状況を差支えない範囲で説明のこと）

（３）**現在までの経歴**（職歴のうちアルバイトは、１ヶ月以上継続したものを記入すること）

期　間	学　歴（中学以降の学校名）・職　歴（勤務先名）・賞　罰など
年　月～ 年　月	
年　月～ 年　月	
年　月～ 年　月	
年　月～ 年　月	
年　月～ 年　月	

（4）クラブ活動及びボランティア活動歴

期　　間	活　動　内　容（具体的に）
年　月～　年　月	
年　月～　年　月	
年　月～　年　月	

（5）健康状態（連続して７日間以上の入院を要した過去の病名・期間など）

期　　間	病名・治療の経過（治癒か/現在も治療中か/後遺症など）
年　月～　年　月	
年　月～　年　月	

（各項目の記入欄に不足が生じた場合は、行を分割するか、他の用紙を継足してください）

1　自己紹介・分析について

得意学科	
不得意学科	
自己の主義主張及び生活信条	
趣味・娯楽	
特技・資格	
愛読書など（書籍・新聞・雑誌・その他）	
性格の長所	
性格の短所	
最近興味を覚えた事柄とその理由	
卒業後の希望進路又は将来設計	

（記入欄が不足する場合は、他の欄に付記して記入するか、他の用紙で継足してください）

２　小論文の提出

「**大学で学びたいこと**」についての所感文を２０００字以内にまとめて別に提出すること。

書式はＡ４版とし、手書き・ワープロ印字等を一切問わないので、任意な方法でかまわない。

埼玉学生誘掖会（初代会頭渋沢栄一翁）の沿革

１　運 営 機 構：　公益財団法人 埼玉学生誘掖（ゆうえき）会

２　住　　所：　〒102－0074
東京都千代田区九段南３－９－１１　マートルコート麹町３０５号
電話・FAX 共通：０３－３２６２－６０１３
Ｅ－メールアドレス：sadohara@saitama-yueki.or.jp
ホームページアドレス：http://www.saitama-yueki.or.jp

３　設　　立：　明治４４年（１９１１年）５月１６日　文部省による財団法人（誘掖会の設置は明治３５年、初代会頭　渋沢栄一）として認可された。
平成２４年(２０１２年)　３月２３日に内閣総理大臣から公益財団法人（第１１代会頭　坪井龍文（元内閣安全保障室長））として認定された。

４　主 務 官 庁：　内閣府大臣官房公益法人行政担当室

５　基 本 財 産：　１億７千万円（令和６年８月現在）

６　年間支出予算：　１３，３１８千円（令和５年度決算）

７　目　　的：　埼玉県人及び埼玉県出身者の子弟で、東京都内及びその近郊の大学において勉学する有為な学生のうち、学資の支弁が困難な者に奨学金援助を行い、もって国家社会に有用な人材を育成することを目的とする。

８　事　　業：　(1) 奨学金の給与（返還義務なし）
・ 大 学 生　年額　２５０，０００円
・ 給与期間　学部の最短修業年限（４年～６年間）
(2) その他、前項の目的達成のため必要な事業（研修会、見学会等）

公益財団法人 埼玉学生誘掖会奨学金給与規程

平成１４年１１月１１日 理事会・評議員会決議
平成２４年３月１４日 理事会・評議員会決議
平成２４年６月１１日 理事会・評議員会決議
平成２７年１２月１日 理事会決議

公益財団法人 埼玉学生誘掖会定款第４条の規定に基づきこの規程を定める。

第１章　総　　則

（奨学金の給付）

第 １ 条　公益財団法人 埼玉学生誘掖会（以下「誘掖会」という。）定款第４条第１項第１号により年度の事業計画に定める人数の大学生に奨学金を給付する。

（奨学生の資格）

第 ２ 条　本奨学金を給与する学生は、埼玉県人及び埼玉県出身者の子弟で、原則として東京都及びその周辺の大学に在学し、かつ、有望な学生であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

（奨学金の給与期間及び金額）

第 ３ 条　奨学金を給与する期間は、正規の最短修学期間とする。

２　前項の期間中に給与する奨学金の額は、年額２５万円とする。

第２章　奨学生の採用及び奨学金の交付

（奨学生願書及び奨学生推薦書の提出）

第 ４ 条　奨学生志望者は本誘掖会あての奨学生願書に、在学学長の推薦書及び高校卒業時の学業成績書を添えて誘掖会に提出するものとする。

（奨学生の採用）

第 ５ 条　奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て理事会が決定し、その結果を推薦在学学長を経由して本人に通知する。

（奨学金の交付）

第 ６ 条　奨学金は、毎年２回に分けて、一定日に交付するものとする。

２　奨学金の交付は、毎年７月に開催する「奨学金給与証授与式」及び２月に開催する「奨学生懇談会」に出席した奨学生に対して、現金で支給する。ただし、当該会合に出席で

きなかった奨学生に対しては、別に指定する日に、指定する場所において現金で支給するものとする。

（奨学金受領書の提出）

第 7 条　奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

（学業成績及び生活状況の報告）

第 8 条　奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況書を会頭あてに提出しなければならない。

（異動届出）

第 9 条　奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 氏名、住所等を変更したとき。

（奨学金の停止）

第１０条　奨学生が、休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を停止する。

（奨学金の復活）

第１１条　前項の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由がやんで在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

（奨学金の廃止）

第１２条　奨学生が、次の各号に該当すると認めるときは、在学学長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

(1) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。

(2) 学業成績又は素行が不良になったとき。

(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(5) 在学学校で処分をうけ学籍を失ったとき。

（奨学金の辞退）

第１３条　奨学生は、いつでも在学学長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第３章　奨学生の指導・誘掖

（奨学生の指導・誘掖）

第１４条　奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導・誘掖を行うものとする。

第４章　補　　則

（実施細目）

第１５条　この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成１４年１２月１６日）から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年３月１４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年６月１１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。